

2023年6月1日
東京都千代田区麹町三丁目3番6
丸三証券株式会社
代表取締役社長 菊地稔

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2023年2月15日付で丸三エンジニアリング株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社を存続会社、丸三エンジニアリング株式会社を消滅会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条で定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求

当社が消滅会社の発行済株式全部を所有していたため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

当社が消滅会社の発行済株式全部を所有していたため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

消滅会社は新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、債権者に対し2023年3月15日の官報に公告を掲載し、知れている債権者に対し2023年3月10日発送の個別催告書により個別催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

(1) 株主の差止請求

本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本吸収合併は会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、債権者に対し2023年3月15日の官報に公告を掲載するとともに、同日付にて電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって消滅会社からその資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。

5. 消滅会社の事前開示書面

消滅会社の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日

2023年6月1日（予定）

7. その他吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2023年3月10日
東京都千代田区麹町三丁目3番6
丸三エンジニアリング株式会社
代表取締役社長 浅見巖

吸収合併に係る事前開示書面

当社は、2023年2月15日付で丸三証券株式会社との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、当社を消滅会社、丸三証券株式会社を存続会社とする吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙の合併契約書の写しのとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

存続会社は、当社の発行済株式全部を所有しているため、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

合併対価は交付されないため該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権者に対して交付する対価の定めに関する事項

当社は、新株予約権を発行しておらず、該当事項はありません。

5. 存続会社に関する事項（最終事業年度の計算書類等）

存続会社の最終事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日）の計算書類および最終事業年度末日後に生じた重要な後発事象は、別紙の有価証券報告書、四半期報告書のとおりです。

6. 消滅会社の重要な後発事象に関する事項

当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

7. 効力発生日以後の存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併の効力発生日以後において存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併の効力発生日後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、存続会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併の効力発生日後における存続会社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上